

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成23年6月7日
開会時刻	午後1時43分
閉会時刻	午後4時14分
出席委員名	◎山根 隆司 ○福井 輝夫 辻 孝記 広 耕太郎
	品川 幸久 上田 修一 山本 正一 世古口 新吾
	宿 典泰 議長
欠席委員名	小山 敏
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	1 行革実施計画の進捗状況について
	2 企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について
	3 一級河川宮川の改修その後の経過について
	4 特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について
	5 筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起について
	6 フットボール場の整備について（報告案件）
説明員	情報戦略局長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長
	都市整備部次長、産業観光部参事、情報調査室長、商工労政課長
	農林水産課長、観光事業課長、都市計画課長、交通政策課長
	上水道課長、料金課長、監理課副参事、その他関係参与

☆協議経過並びに結果

H23. 6. 7 (協議会)

開会 13:43

委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「行革実施計画の進捗状況について」、「企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について」、「一級河川宮川の改修その後の経過について」、「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について」、「筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起について」、「フットボール場の整備について（報告案件）」の6件を協議しました。

その概要は次のとおりでした。

◎山根委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は8名でありますので会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日の御協議願います案件は、「行革実施計画の進捗状況について」、「企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について」、「一級河川宮川の改修その後の経過について」、「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について」、「筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起について」、「フットボール場の整備について（報告案件）」の以上6件でございます。

行革実施計画の進捗状況について

◎山根委員長

それでは、行革実施計画の進捗状況についての説明をお願いします。当局の説明をお願いします。

産業観光部長。

●中井産業観光部長

委員の皆さまには御多用の中、産業建設委員会に引き続き委員協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長のほうから御案内いただきました、行革実施計画の進捗状況について外4件とフットボール場の整備についての報告事項でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部署から説明をさせていただきますので、よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎山根委員長

情報調査室長。

●江原情報調査室長

それでは、行財政改革大綱実施計画の平成 22 年度進捗について、お手元の資料 1 に基づきまして御説明申し上げます。

はじめに、恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正箇所につきましては、資料 6 ページでございます。「ふるさと応援寄付金の獲得」の中段の、年次計画でございますが、平成 22 年度実施結果の欄でございます。上から 2 行目、3 行目に「クレジットカードによるふるさと応援寄付金」の実績を、「全体：51 件・16,048 千円、（うちクレジット：6 件・150 千円）」と表記しておりますが、これを「全体：52 件・16,058 千円（うちクレジット 7 件・160 千円）」ということで訂正いただきますようお願い申し上げます。お手数をおかけしますが、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

昨年 12 月に第二次伊勢市行財政改革大綱を策定いたしました。この最大の目標であります「市民満足度の向上」を達成するため、実施計画におきましては、「財政改善」「情報戦略」「効率化」の 3 つの柱と、それに連なります 12 の基本方針に基づきまして、64 項目の具体的な取り組みを行っているところでございます。

本日の資料は、実施計画の平成 22 年度末での、進行状況及び今後の予定等をお示したものでございます。全体の進行状況といたしましては、全 64 項目中、予定以上に進捗しているものが 4 項目、予定どおり進捗しているものが 54 項目、一部又は全部の進捗に遅れ等があるのが 6 項目でございます。

本日御協議いただきますのは、37 ページから 43 ページに掲載しております、産業建設委員会所管の 13 項目でございます。この 13 項目中、予定以上に進捗しているものが 1 項目、予定どおり進捗しているものが 11 項目、進捗に遅れ等があるものが 1 項目でございます。なお、年次計画欄等にアンダーラインが記してあるものがございますが、これについては表記の変更を含めまして、計画の変更をいたしておるものでございます。

本日は、進捗度合が、「予定以上に進んだもの」、「遅れがあるもの」を中心に、御説明申し上げます。

それでは、39 ページをお開きいただきたいと思います。39 ページの下段でございますが、「道路改良等地元要望書の電子データ化」についてでございます。

本件につきましては、道路改良等の地元要望に関する情報を M-G I S を用いまして電子データ化することによりまして、各担当者が自席端末上で確認できるようにしよう

とするものでございます。

平成 22 年度には、電子データ化及び自席端末で確認できるよう計画をいたしておりましたが、結果といたしまして、電子データ化をするのみに終わりました。

平成 23 年度には自席で確認できるようにすることも含めて計画変更をいたしましたところでございます。今後は、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に 43 ページをごらんいただきたいと存じます。43 ページ上段でございます。

「旧水道施設跡地の維持・管理費軽減化」でございます。

本件につきましては、使用していない旧水道施設跡地の簡易建物等を取り壊しまして、跡地の舗装を行い、維持管理等の負担の軽減を図ろうとするものでございます。

平成 22 年度は、対象施設を洗い出すよう計画しておりましたが、結果、19 カ所を選定いたしますとともに、一部取り壊しを行ったところでございます。

今後は、残りの箇所を取り壊しを行うとともに、売却の検討もいたしていくことといたしております。

なお、37 ページ「上下水道料金へのクレジットカードの決裁の導入」、38 ページの「駐車場有料化」、及び 39 ページの「コミュニティバス運行事業の見直し」について、これにはアンダーラインが記してありますが、これは表記の変更を行ったものでございます。

説明は以上でございます。行財政改革大綱の進捗状況について、以上御報告申し上げます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

世古口委員。

○世古口委員

ひとつお尋ねいたしたいと思います。

まず上下水道料金へのクレジットカード決裁の導入ということで、努力の過程がうかがわれますが、これにつきましては、上下水道料金の収納にあたりまして、口座対応そしてまた納付書対応、コンビニ対応、これに対しましてもうひとつクレジットということで、さらなる収納に向けての努力がうかがわれるわけでございますが、22年度は準備段階ということで1年間努力されたと思いますが、どれぐらいの効果を見込んでいるのか。経費の増大になるのではなかろうかと、こういったことをちょっといろいろ気になりますので、その辺につきまして御説明をお願いしたいと思います。

◎山根委員長

料金課長。

●丸岡料金課長

クレジットカードの導入についての御質問でございます。上下水道料金のクレジットカード決済の導入につきましては継続払いと都度払いの2種類ありまして、継続について4月1日から登録事務を行っております。都度払いという納付書で払っていただくものにつきましては、この6月1日から実施をさせていただきます。

現在ですね、継続払い、いわゆる口座振替の上に継続してお支払いいただくことを登録していただいた方につきましては、上水道で469名、下水道で120名、農業集落排水で4ということで約600名ぐらいの方が継続の手続きをしていただきました。

どのくらいの見込みということでございますけれども、当初23年度予算の段階で約1%の方がこの継続に登録をしていただけるものというふうに見込んで予算を立てさせていただいております。1%と申しますと、上水道ですと約540名、下水道で140名になってまいります。ですのでだいたい順調に経過をしておるといふふうに考えております。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

上田委員。

○上田委員

何点かお聞きしたいと思います。

まず道路改良等のデータ化について、先ほど22年度はM-G I Sの入力をする事としましたという格好で終わっているんですけど、その辺のところは終わってしまいましたじゃなくて、これでどの辺のところができなくて、23年度まで持ち越す課題で何かあったのか教えてください。まず1点お願いします。

◎山根委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

それでは議員の御質問にお答えします。だいたい毎年地元からの御要望につきましては200から300ぐらい来ます。今回整理させていただいたのは、平成16年から22年までの地元の要望と三重県とか国に対しての要望も整理をいたしました。

特に今まで係の職員が1名しかおりませんでしたので、今回22年度に緊急雇用で1人雇用していただきまして、平成16年から22年までの約4,200カ所のデータ化をさせていただきました。

しかしながら本来なら23年度に各事業担当者が要望箇所を見られるような形にする

予定でしたけれども、あんまりにも件数が多いこともありまして、各自席で見るという対応については23年度に持ち越した次第でございます。以上です。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

言葉の端をつかむのはいかんですが、計画のときにその辺の件数とか、そういう人数が足らんとそういうマンパワー不足だというのがわかってこういう計画をつくられて、そのことで23年度に持ち越したというのは、やっぱり言葉の中では、目標値をそういうことでの引き伸ばしというのは、マンパワーがいるからということで、そのことも絡めて計画をされた。4千件というのは、恐らくずっと従来からそれぐらいの件数はあるだろうということで目標値がついているはずなのに、それが、人手が足りないから、緊急雇用で人を入れたから、まだ足りませんからという話ではおかしいのではないのですか。

◎山根委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

申し訳ございません。一通りの…、要するに200件という要望の箇所の整理は22年度にできましたけれども、先ほども言わせていただきましたように、その事業の担当者が各自の自席で見るという作業につきましては、まだいろいろと、M-G I Sのシステムを使って見るという整理をする必要がございますことから、まだそこに時間が要するというので、今回23年度に持ち越した次第でございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

わかりました。あんまり追求をするのもいかんと思いますので。

次に43ページの水道の施設跡の維持管理ですが、19カ所の選定をされたということなので、その中に横輪町の簡易水道の跡地は入っているのですか。

◎山根委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

旧横輪町の・・・、おっしゃる施設、旧横輪の簡易水道の水源地があたるのではないかと思います。19カ所の中にこちらも拾い出しをさせていただいております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

入っているということで確認をしました。その中に土地の問題とかいろいろなそういう問題が全く動いていない中で、入ってました、選定しましたという形で終わっていると思いますが、今の進捗を教えてください。

◎山根委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

進捗につきましては、現在のところ、周辺を含めまして所有者の土地保有者の確認まではいたしておりますが、現在個々への調整等につきましては、今年度以降の対応を進めていきたいとこのように考えております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

あんまりにもですね、言葉的に言うと、言葉的に返ってくるので申し訳ないのですが、やっぱりスケジュールをつくった以上は、何を、どう、いつ頃何をするというのが全くみえていないので、洗い出しました、選定しましたという形でされているような気がするのですが、そういうタイムスケジュールというのはつくられているのですか。

◎山根委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

拾い出しをいたしました19カ所について、個々のスケジュールという形は、現在個別のスケジュールの作成をいたしておらないのが現状ですが、やはり土地の所有者の方、

特に横輪の水源地につきましては、その辺の課題も大きくございますので、今後調整を積極的に行いながら、建屋等の撤去等ができるように努力をしてみたいと考えております。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

やっぱりですね、私取り上げて横輪町といいましたけれども、恐らく19カ所の中にはいろんな難しい問題がありながら市のそういう施設をおいていると、やっぱり市民・住民にとっては無駄なことということの考え方がどうしてもされると思います。跡地利用をですね、やっぱりきちっと決めたら、その決められた動きというのをやっぱりしてもらわないと使っぱなし、やりっぱなしというようなことが見えてくるような気がするのです、早急にですね、決めたことはきちっとやっていただきたいと思います。

◎山根委員長
他に御発言はございませんか。品川委員。

○品川委員

3点ぐらいお聞きしたいと思います。まず最初に伊勢志摩総合卸売市場のところで行政として協議をして、財政再建支援策と、また財政再建を図るための施策について取り組みを進めるというふうになっておるのですが、具体的にどんなことが出ておるのかわかっておれば教えてください。

◎山根委員長
商工労政課長。

●奥野商工労政課長

こちらのほうでございしますが、これにつきましては22年度、23年度にありますように卸売市場、それから関係市町等々ですね、本年度にですね、検討委員会の設置をいたしまして、これらに向けた取り組みの協議をしていくということで考えております。

経営改善の取り組みのというふうなことで、例えば市場を管理しております管理費等の削減、その他健全経営についての取り組み、これらを具体的に協議していきたいと考えております。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

簡単に健全経営と言われるのですが、これは長年の問題で例えば伊勢市もそういうふうなお金も入れてきたわけなので、そのお金を返すこと自体が必要か不必要かという問題もなかなかずっと今までのときに話されてきて、やられてきたわけで、簡単に財政再建というふうなことは非常に難しいと思うのですが、協議もされて、協議会を設置して、はいはいとそれでは参画してやりましょうとって答えがずっと出るのかなというのが非常に心配なところなのですが、どうでしょうか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

伊勢志摩地方総合卸売市場につきましては、大変御心配いただいております。これまでも度々御意見をちょうだいしておるといふふうに認識もしておりますし、また3月の段階で協議会のほうで、償還金の返還期間を延ばしていただくということも御説明させていただきまして、その取り組みを現在しております。22年度末には、市場のほうから200万円でございますけれども、その計画に基づいて返還のほうをしていただいたという実績もございます。今後ですね、23年あるいは24年以降に向けて先ほど課長のほうも申し上げましたように、いわゆる市場としての財政健全化計画、経営改善計画なるものをつくっていききたい。それに基づきまして、当然償還もそうですし、伊勢市への償還もそうですし、市場そのものが持っております、長期・短期の借入金の返済、その辺も含めまして検討をしなければならない。一部で話が出ておりますのは、抜本的な見直しをする必要があるだろうという話が出てきておりますので、その辺も含めまして行政として株式会社市場のほうに物を申していきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

それでは、次にコミュニティバスの運行事業の見直しですが、年間6万9千人も利用がありますというふうに書いてありますが、この6万9千人というのは市が描いておる利用者数とどれくらいの開きがあるのか教えてください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

人数につきましては、目標というのは現在定めておりませんが、利用が年々わずかではありますが、数字としては少しずつ上がってきておるとい状況でありまして、22年度につきましては、22年度の実績としましては、7万7千人とこういうように上がってきておりまして、今後もさらなる努力はしていきたいとこのように考えております。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

これが始まったときに私も一般質問で話をしておるのですが、目標がないということ自体が非常に僕は悪いと思うのですよね。その目標に向けて努力をするということはこの間の予算でも言わせていただいたのですけれども、もっとコミュニティバスを利用してもらえるような行政から仕掛ける方法もあると思うのですが、そのときはがんばりますという返事でなかなかそんなことが見えてこないところがあるのでね、ぜひともこちらへんは力を入れて、利用者をふやしてもらおうというふうに努力をして欲しいと思いますが、その点の感覚はどうか、考え方は。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

委員御指摘のとおり多少は上がっておりますが、確かに今見てみますと、コミュバスのPRそのものが不足しておるといふに私も感じておりまして、今後、時刻表だとか、あるいはバスの利用促進の、何かそういうような、具体的には現在持ち合わせておりませんが、さらなるアイデアを出し合っていきたいと、利用者を上げていきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

では、公園の管理業務の自治会委託についてちょっとお聞きしたいのですが。これを

されたのは自治会のほうでも承諾を得て、自治会にある公園は、自分のところであるというふうな話になったと思うのですが、実はこれ所管が外れるのですが、今日の総務委員会でもそうですけれども、ふるさと未来づくりのまず入口論というのが、この部分やったと思うんですよね。最低でも自分のところにある公園は、自分のところでやりましょうということぐらいを、最低レベル水準を上げないとふるさと未来づくりもできひんよねというふうな話で、そういうふうになっておったと思うのですよね。それを今、今回4階のほうで、維持課のほうでそういうふうにされた。これは各自治会にとっては1つ進んだことやと思うのですが、ふるさと未来づくりを進める上での、どうですかね、相関的なものがちょっと見えないところがあるので、どのような考え方なのか教えてください。

◎山根委員長
維持課長。

●森田維持課長

昨年度から自治会に公園の業務委託ということで進めさせていただいておまして、今現在215園のうち、178公園が契約をいただいております。御指摘のように、ただいま自治会のほうへお願いに行っている状況でございます。ただ、その中でまだ、すべての自治会のほうに御了解をいただいたというわけではございませんので、今後、契約を進めていく中で、またそういったことも協議はしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎山根委員長
品川委員。

○品川委員

たぶんこれは皆さん何とか契約は結んでくれると思うのですが、私が言っておるのは総務委員会でのふるさと未来づくりじゃないですけれども、じゃあこれが自治会と契約をされたあと、未来づくりに行ったら、それもまた自治会から未来づくりに上げるのかという、また何かこう、行って帰ってくるような形かなと思うので、そのところはできたら、総務関係のほうからお答えを願いたいと思うのですが、どうでしょうか。

◎山根委員長
総務部長。

●藤本総務部長

担当の部長がおりませんので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。
おっしゃるとおりふるさと未来づくりは、地域のことは地域でやっていくということで、公園の管理について市が行っていたもの、地元のほうでやっていただくということで、基本的に自治会のほうと契約をさせていただいております。

委員、おっしゃっていただいたように、自治会で契約したもの、また今度は小学校区の地区未来会議のほうへ持っていくのかということであろうかと思いますがけれども、その辺は十分調整のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

辻委員。

○辻委員

すいません、1、2点聞かせてください。

コミュバスの関係なのですが、先ほど23年度のアンダーラインのところ表記を変えたというふうに話がありましたが、どのように表記を変えたのか、3ルートという部分もありますが、前回との違いの部分を含めてまず教えてください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

今回訂正をしておりますが、前回との修正箇所の違いは何かということでもありますので。前回のを読み上げますと、前回の23年度は、「効率的・経済的で持続可能な交通システムの運行の実施及び検証」と、こういう言葉で計画としてなっておりましたが、今回もう既に、23年度からコミュバスをこの3ルートについて導入をするというのが23年度の目標になりましたので訂正をさせていただきました。

また、それによりまして24年度は、その運行実施の検証をしていくと、こういうことでもあります。それで以前は、24年度については、同じく、効率的・・・、これ25年度のところの項目にあります。効率的・経済的で持続可能な交通システムの運行実施及び検証という表現にしておりましたので、より具体的に変わったと、こういうことではありません。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

今回デマンドに関してですね、導入するというふうになっておりまして、このデマンドに関しましては、前回もいろいろと言わせてもらっておりましたが、この3ルートに関して、バス停等の増設とか、時間の関係とかも全部含めて、この23年度からこれは導入するというふうに書いてありますので、導入するということは、24年度の検証も入っておりますけれども、どのような形で考えておられるのか、今現在わかっている部分だけでも結構ですから教えてください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在ですね、8月からデマンドシステムをこの3ルートについて導入をするということで、今後ですね、地元の説明会を行うと、利用促進のことも含めまして、この沿線の方たちに説明を行うと、こういうことであります。

それで現在のところは、今のバス、基本的に今のバス停での乗り降りと、このことを基本にあげておりまして、現在もバスを生かしておりますので、即座の変更は、停留場所については、変更のことは、今後において、検証の中で変わってくるかわかりませんが、いちおう現在のバス停と、こういうことであります。

それで、タクシーになりますので、通る場所についてはタクシー等の通れる道で近回りといいますか、そういうことは、止まらないバス停を通過するという意味での近回りはあるとこのように考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

だいたいわかりましたけれども、ちょっともう1点。先ほど品川委員からも話がありましたけれども、どんだけの利用者があって、このデマンドは成功というふうにみなそうとしているのでしょうか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

どれくらいのところを目指しておるのかということですが、デマンドの利用に

なると、一時は下がると、利用者は下がると聞いておりますが、目標的には、コミュバスに復活できるような利用者、いわゆる効率的な人数利用と、今現在、人数がそのルートについては下がっておるということになります、利用者が減らないようなバスの利用のところまで行けるのが目標になるのかなとこのように考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

わかったような、わからんような感じなのですが。要するに現状はどんどん利用者が減っているからデマンドにしていこうというふうに話になったと思ったのですけれども、そういうことを考えると当然元の人数とかですね、一番マックスの状態まで持っていきたいというのが当然あるかと思うんですね。その辺のところをやっぱりm九表数値としてあげていただきたいと思うのですが、その辺はいかがですか。

◎山根委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在のところ数値的には試算をしておりますが、先ほどの品川委員の件もありますので、そういう目標値を立てて、今後その目標値に向かってPR、利用者をふやしていきたいと、このように考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

わかりました。それでは次へ行きます。39ページ下のM-G I Sの利用の問題なのですが、これ都市整備部監理課のほうでこれを導入するという形で書いてござるんですが、今までは使っていなかったのですか。

◎山根委員長
都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

今までも各課、各所属でいろいろな面で使っていました。その地図を利用しながら、

それを位置図にしたりとか、それからいろんな所属課によりましては、課の整理とかそういうことに使っておった次第です。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

ということは、監理課のほうとしては、今回これを使っていくという、部分としてあるというふうに理解しますが、このM-G I Sのデータというのは、毎年毎年更新されるようなデータになっているのでしょうか、その辺をちょっと教えてください。

◎山根委員長
都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

これは三重県から無償で譲渡されるシステムでございます。ですので、これは県のほうで毎年更新されると聞いております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

わかりました。このM-G I Sのシステムというか、データはですね、すごく大事な部分だと僕は思っております、これは各課、いろんなところでも利用できるかというふうに思っております。その辺では今後もですね、この辺をですね、各課みんなが共有できるような形の部分をつくっていくと、今現在なっております震災の問題も含めてですね、活用ができるというふうに思っておりますので、この辺はどんどんデータの更新がすぐできるような形とかも含めて県にも要望して、まあ、何かあったときには要望してもらいたいなというふうに思っておりますので、その辺の活用は、何か今までなかったような書き方をされておりましたものですから、ちょっとおかしいなと。課税課とかいろんなところでは使われているというのは知っておるのですが、その辺のところの共有化ということも含めて、全課が使えるような形をこれからも利用して考えていただきたい。

あと、要望として、県に対してもお願いしたいなというふうに思いますが、その点ちょっとよろしく申し上げます。

◎山根委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

ごもつとな御意見でございます。特にM-G I Sと関連して、県のほうのホームページとリンクしております。これからの災害の関係の、津波のハザードマップとか、土砂災害のハザードマップとか、それらといろいろリンクしていくんやないかと考えております。

◎山根委員長

総務部長。

●藤本総務部長

三重県のG I Sの地理情報システムということになりますけれども、三重県下の市町が負担金を出し合いまして、そういった共通の地図データを作成したということになっております。

それをですね、市のいろんなシステムに活用できないかということで、都市計画のほうで、いったん地図情報システムの地図データを使用しまして、ほかのシステムにもできるところから使用させていただいておる。

ただ、いろんなシステムがありまして更新時期が違います。それで今そのシステムを入れた場合に、地図データを入れた場合に、今までのデータを移行していくのに、かなり経費がいるとか、そういった問題もあります。

将来的には1つの地図データでいきたいというふうに考えておりますので、順次できるところから入れさせていただいておるといのは現状でございます。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定について

◎山根委員長

次に、企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定についての説明をお願いいたします。
産業観光部参事。

●奥野産業観光部参事

それでは、企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定につきまして御説明申し上げます。

資料を御説明申し上げる前に、まず、国内の工場立地の現状でございますが、経済のグローバル化、またコスト競争力強化のため企業の生産拠点の海外移転が進み、それに伴う国内工場の統廃合・集約拠点化の動きが活発化しつつあります。企業立地をとりまく環境は極めて厳しい状況にあり、国内の工場の立地件数は減少の一途をたどっているのが現状でございます。

経済産業省の工場立地動向調査によりますと国内の立地件数は昭和 44 年の 5,853 件をピークに平成 22 年は 786 件と、調査が開始された昭和 42 年以来、最低の水準となっております。

県内におきましても、伊勢を含む南部地域は特に厳しく、本市におきましても、サン・サポート・スクエア伊勢並びに神菌工業団地の指定団地・市所有地へは、いまだ立地に至っていないのが現状でございます。

このような状況の中、企業誘致をめぐる地域間競争は年々激しさをましてきており、各自治体とも積極的な誘致施策を打ち出し誘致活動を展開しているところでございます。

現在、本市におきましては、県内他市と比較しても有利な奨励制度を制定しているところではございますが、一方県外まで目を向けますと、雇用面などを重視した優遇制度を設けている自治体も多くございます。

現下の厳しい誘致競争の中、名古屋・大阪からの移動距離など、県内他地域と比べて地理的に不利な条件を抱える本市といたしましては、企業にとって魅力のある優遇制度の導入が必要であり、そして、生産拠点の集約拠点化が進む中、市内企業の市外流出を防ぐためにもさらに魅力のある優遇制度の導入が必要であると考え、今回諸制度の改定を行おうとするものでございます。

それでは、配布資料 2 の 1 をごらんいただきたいと存じます。

まず 1 の、現行奨励制度でございますが、本市におきましては、昭和 60 年に施行いたしました「伊勢市工場等誘致奨励条例」と、平成 20 年に施行いたしました「伊勢市指定団地企業立地促進条例」に基づく奨励制度がでございます。

両条例とも、工場等の立地により、産業の振興、雇用の促進、地域の活性化を目的とし、制定いたしましたものでございます。

奨励対象施設は、「製造業の施設」、「研究開発・検査等の施設」、「情報通信産業の施設」などと、なっております。

(1) の、「伊勢市指定団地企業立地促進条例」は、サン・サポート・スクエア伊勢及び神菌工業団地への立地を対象とするものでございます。

この条例による奨励制度は、「設備投資奨励金」、「用地取得奨励金」、「雇用奨励金」の3種類でございます。

それぞれ各種の要件がございますが、まず、①の、「設備投資奨励金制度」につきましては、3億円を限度に固定資産税相当額を5年間交付するものでございます。

次に、②の、「用地取得奨励金制度」でございますが、用地購入代金の30%を交付するものでございます。これにつきましても限度額は3億円でございます。

③として、「雇用奨励金制度」でございますが、600万円を限度に、市内在住の新規常時雇用従業員1人当たり20万円を交付するものでございます。

(2) の、「伊勢市工場等誘致奨励条例」の奨励制度は、「設備投資に対する奨励金制度」でございます。指定団地以外の市内全域を対象としており、工場等の土地・家屋・償却資産の設備投資に対しまして、各種要件がございますが、3億円を限度に、3年間にわたり、固定資産税相当額を初年度は100%、2年目は75%、3年目は50%を交付するものでございます。

以上が、現行奨励金制度の概要でございます。

続きまして2ページをごらんいただきたいと思います。2の奨励制度改定(案)の骨子でございますが、今回改定を予定しておりますポイントは、大きく4点ございます。

1点目は、工場等立地の定義の改定でございます。2点目は、奨励対象施設の追加でございます。3点目は、設備投資奨励金制度の改定でございます。4点目は、雇用奨励金制度の改定でございます。

まず、1点目(1)の工場等の立地の定義でございますが、両条例とも現行制度においては、新規、又は増設を奨励対象といたしておりますが、既存立地企業の地域外への流出を抑制するため、市内の移設も対象に加えるものでございます。

次に、2点目(2)の対象施設の改定でございますが、対象施設の追加を行うもので、昨今のエネルギー情勢から見ましても、今後、再生可能な自然エネルギーへの転換が予測されますことから、電気業の発電施設・ガス業の製造施設を奨励対象施設に加えようとするものでございます。

次に、3点目(3)の設備投資奨励金制度の改定でございますが、これは、「伊勢市指定団地企業立地促進条例」に基づく設備投資奨励金の要件緩和を行うもので、投下固定資産額の要件を中小企業に限り緩和を行うものでございます。併せて、市内全域を対象としております、「伊勢市工場等誘致奨励条例」における設備投資奨励金の交付要件を、改正(案)の「伊勢指定団地企業立地促進条例」に合わせた要件に緩和を伴うものでございます。

詳細につきましては、資料2の2 伊勢市指定団地企業立地促進条例(奨励制度)の下から2枠目の設備投資奨励金をごらんいただきたいと思います。左側が現行制度で

ざいます。右側が改正案でございます。

①の物品の製造施設につきましては、現行要件の投下固定資産額を1億円以上といたしておりますが、今回中小企業に限り5,000万円に要件緩和を行うものでございます。

②の研修開発、試験、分析、検査施設につきもしても、現行要件5,000万円以上を中小企業に限り2,500万円以上に、③の情報通信産業につきましても現行要件3,000万円以上を中小企業に限り1,500万円に、それぞれ要件緩和を行うものでございます。

また、今回新たに追加いたしました④の電気業の発電施設・ガス業の製造施設につきましては、①の物品の製造施設、同様の要件といたすものでございます。

続きまして、資料2の3をごらんください。伊勢市工場等誘致奨励条例、奨励制度の改定についての中段、設備投資奨励金をごらんいただきたいと存じます。

これは、指定団地以外の、市内全域を対象といたしました設備投資奨励金制度でございます。

現行制度におきましては全ての奨励対象施設を一律に「投下固定資産額1億円以上」かつ「新規・常時雇用従業員数20人以上」という要件を課していたものを、改正案では、「伊勢市企業立地促進条例の改正(案)」に合わせ要件緩和をいたしたいと考えるものでございます。

続きまして、資料2の1の2ページに戻っていただきたいと思います。

2ページを見ていただきまして、最後、(4)の雇用奨励金制度の改定でございますが、これは、雇用奨励金の限度額を現行の600万円から4,000万円に引き上げるもので、市内在住の新規・常時雇用従業員1人当たり20万円の単価で、現行制度におきましては30人で限度額に達していたものを、200人までに対応できるよう改正をするものでございます。

さらに、雇用奨励金につきましては、現行制度におきましては指定団地のみの適用でございましたが、市内全域に、対象地域を拡大するものでございます。

詳細につきましては資料2の2をごらんください。

伊勢市指定団地企業立地促進条例、奨励制度の改定についての下段、雇用奨励金をごらんいただきたいと存じます。

交付要件に現行の市内在住の新規・常時雇用従業員数5人以上の要件に、新たに設備投資奨励金の要件を課すことといたしております。

なお、市内在住の新規・常時雇用従業員数を中小企業に限り5人から3人に要件緩和をいたしたいと考えるところでございます。

市内全域への拡大につきましては、恐れ入りますが、資料2の3の下段、雇用奨励金をごらんいただきたいと存じます。これは、指定団地同様の奨励制度といたしたものでございます。

改定内容は、以上4点でございます。

以上、企業誘致に伴う工場等誘致奨励制度の改定についての御説明を申し上げます。

なお、本件にかかる改正条例案につきましては、来る6月議会定例会に上程を予定させていただきます。

また、現行制度は2条例ありますが、現行条例の2条例を廃止して、新たに一本化した条例を制定することといたしております。

それでは、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

一級河川宮川の改修その後の経過について

◎山根委員長

次に、一級河川宮川の改修その後の経過についての説明を願います。

当局の説明をお願いいたします。

監理課副参事。

●村山監理課副参事

それでは、一級河川宮川の改修その後の経過について御報告申し上げます。

昨年6月11日に開催いただきました産業建設委員協議会で御報告いたしました主な内容は、平成18年度から宮川床上浸水対策特別緊急事業の新規採択を受けており、右岸側堤防整備工事は全体延長3,340メートルのうち、平成22年4月1日現在の改修済が2,410メートル、その進捗率は72.2%、用地買収につきましては、右岸側13.7ヘクタールのうち13ヘクタールを取得し、その進捗率は95%、左岸側42.7ヘクタールのうち42ヘクタールを取得しその進捗率は98.4%、河道掘削は、要掘削土砂量56万8千立方メートルに対して、18万7千立方メートルその進捗率は33.0%であることと、左岸高水敷利用計画の策定について、御報告させていただいたところでございます。

今回は、その後の事業の進捗状況について、概要を御説明いたします。

それでは、資料4-1を御高覧ください。平成23年4月1日現在の事業の概要及び進捗状況について御説明申し上げます。

1の事業概要でございます。事業費は、約133億円、事業期間は、平成16年度から平成23年度でございます。本年度が最終年度となると国土交通省のほうより聞いてお

ります。

事業内容といたしましては、築堤護岸 3,340 メートル、樋門・樋管 9 カ所、河道掘削約 56 万 8 千立方メートルでございます。

2 の事業費でございますが、平成 23 年度の事業費は、8 億 7 千万円となっております。これまでの「河川改修事業」と「床上浸水対策特別緊急事業を合わせた総事業費は、132 億 8 千万円となっております。

3 の堤防整備の進捗状況を御説明いたします。

改修が必要な堤防延長は 3,340 メートルで、そのうち改修済延長は、中島地区 50 メートル、辻久留地区 890 メートル、大倉地区 1,100 メートル、佐八地区 500 メートルの 2,540 メートルが現在完成しております。その進捗率は、76%となっております。また現在改修中の延長は、320 メートルございまして、それを含めました進捗率は、85.6%でございます。

なお、樋門・樋管につきましては、9 カ所すべてが完成しております。

次に 2 ページを御高覧ください。堤防整備工事に関係する用地取得状況でございます。必要な取得面積 13.7 ヘクタールに対しまして、契約済み面積が 13.4 ヘクタールで、進捗率は 97.8%でございます。

4 の河道掘削の進捗状況を御説明いたします。要掘削土砂量 56 万 8 千立方メートルに対しまして 28 万 9 千立方メートルが完成しており、その進捗率は、50.9%となっております。現在 12 万立方メートルを掘削中でして、それを含めた進捗率は、72%でございます。

河道掘削の関係の用地買収につきましては、必要な取得面積 42.7 ヘクタールに対しまして、契約済みが 42.3 ヘクタールで、進捗率は 99.1%でございます。

続きまして資料 4-2 を御高覧ください。本事業の進捗状況の図面でございます。

右側が上流部、左側が下流部ございまして、黒色の実線部分が本年 3 月末までに完成したところでございます。

赤色の実線は施工中の箇所、赤色の点線が堤防の計画線となっております。

今後の事業といたしましては、右岸工区のほうは、築堤で 480 メートル、左岸工区は、河道掘削 15 万 9 千立方メートル・樹木伐採・高水敷整正等の工事を平成 23 年度末までに完成するとそういう予定と国土交通省のほうからは聞かさせていただいております。

今見ていただいております図面の中央付近、黄色及び薄緑色の区域が左岸高水敷利用計画を現在策定している場所でございます。

事業の完成には、早急な用地取得が必要となっております。平成 22 年 2 月 26 日に、国土交通省は土地収用法に基づく、事業認定申請を行いまして、平成 22 年 5 月 31 日には国土交通大臣によりまして事業認定の告示がされ、土地収用法の手続きが進んでおります。

恐れ入りますが、資料 4-1 の最初の 2 ページにお戻りください。

5の宮川左岸高水敷利用計画の策定につきまして御説明申し上げます。

今回の「宮川床上浸水対策特別緊急事業」によりまして、宮川左岸川端町から中須町にかけての高水敷が整正され、多目的に利用可能な土地ができますことから、伊勢市が土地利用計画を策定し活用するとそういうふうになっております。

計画策定期間は、平成22年度、昨年から本年度の平成23年度の2カ年を予定して現在進めております。

次に3ページを御高覧ください。その進め方でございますけれども、学識経験者、市民の代表者、関係機関による、宮川左岸高水敷利用計画懇談会というのを組織していただきまして、御意見をいただきながら、庁内各関係課で構成するプロジェクトチームを立ち上げまして、計画の素案を今回策定いたしました。

その素案をもとに市議会の皆様や一般市民の皆様から意見の聴取を行い、高水敷利用計画をまとめていけたらとこのように考えております。

計画策定の経過についてももう少し御説明させていただきます。

平成22年8月に、懇談会委員の市民公募を行いました。それから関係の機関に推薦依頼を行いました。

10月25日には、市民公募で3人の委員を含む15名からなる、第1回の懇談会を開催していただきまして、座長に皇學館大学の外山先生を選出いただきまして、設立趣旨の説明とか、これからのスケジュールの確認を行いまして、委員の皆様にも、宮川に対する思いを述べていただいたところでございます。

11月29日の第2回懇談会では、現地のほうも確認をしていただき、基本的な方針を確認していただきました。

平成23年2月22日には、第3回の懇談会を開催し、計画素案の検討をしていただいたところでございます。

資料4-3の宮川左岸高水敷利用計画素案も併せて御高覧ください。

3回の懇談会での委員の皆様の検討事項を基にして、庁内プロジェクトチームにより作成しました素案が今見ていただいております。

基本コンセプトは、「子供から大人まで幅広く楽しめる、自然を生かした水辺の空間づくり」ということでございます。

基本テーマは、「宮川に学び、宮川で憩い、宮川に親しむ」ということといたしております。

基本的なゾーニングとして、高水敷を2つの広場と1つのゾーンにわけております。

多目的広場として、約8.8ヘクタールで芝生化を行い、東屋ベンチ、トイレ等の設置を考えております。

スポーツ広場として、約5.5ヘクタールに野球とソフトボール兼用の球場を2面設置いたします。

森林ゾーンといたしまして、残置森林と申しますが、現在大きな森林が残っておりま

すが約 10 ヘクタール、ここはですね、倒木撤去及び間伐程度の整備を行います。

遊歩道といたしまして、管理用通路を兼ねて各広場及び各ゾーンをつなぎたいと考えております。

駐車場・駐輪場を 2 カ所整備し上流側の駐車場 B ですが、右手のほうですけれども、これはトイレを設置いたします。駐車台数は、2 カ所合わせて約 300 台程度を予定しております。

それから川のほうですが、親水空間というところがございまして、ここは川に近くづくということで、階段を設置しまして自然観察の区域として利用したいとそうように考えております。

一番最後のページの 4-4 は、今の図面を上のほうから見た、鳥瞰図でございますので、合わせて御高覧いただければと思います。

申し訳ございませんが、最初の 4-1 の 4 ページ、資料 4-1 の 4 ページのほうをもう一度お戻りください。

⑥今後のスケジュールでございますが、

7 月から 8 月にかけて本素案につきまして、パブリックコメントを実施しまして、もう少し広く市民の皆様からの御意見をいただいて、計画素案の修正を行っていきたいとそうように考えておりまして、12 月頃には、利用計画案の決定をいたしたいと考えております。

なお、高水敷利用計画の推進につきましては、伊勢市の財政負担が伴いますので、その点も考えました高水敷地のこの利用計画を策定することはもちろんですけれども、工事の進捗につきましては、伊勢市の財政状況を特に勘案し慎重に進めていきたいと考えております。

以上、一級河川宮川の改修その後の経過についてでございますが、被災されました地域の皆様及び地域の安全安心を確保するため、地権者の方々等の御理解、御協力をいただいて進めておりますので、河川改修の早期完成に向けて、さらなる国と連携を行い、鋭意努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

◎山根委員長

会議の途中でありますが、10 分間休憩いたします。

休憩 14 : 43

再開 14 : 54

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務部長。

●藤本総務部長

1カ所訂正をお願いいたします。M-G I Sのところですね、私ども三重県下の市町で負担金を出し合いましたという御説明をしたのですけれども、それは三重県の地図データでデジタル地図というのをつくっており、そのデータについてその負担金を出したのですが、このM-G I S、こちらのほうにはそのデータは使用されていないということでしたので、訂正をさせていただきます。おわび申し上げます。

◎山根委員長

一級河川宮川の改修その後の経過についての当局からの説明は終わりましたが、これにつきまして、御発言はございませんか。

上田委員。

○上田委員

まずですね、右岸については、ほとんどのところが堤防をつくっていただいたというような報告でしたけれども、住んでいる住民としては、安心は確保されましたけれども、安全は確保されていないと私は思っています。というのは、山からくる水の内水面の状態がまだまだ不安要素があります。どれだけの水が山から降ってきて、堤防のこちらにたまるかというのが、国土交通省の説明を受けると十分に、以上の、要するに樋門はつくってあって流れていくんだというふうに言っていますけれども、水門の状態をみますと住民は不安がまだ残っております。そういう面で非常に、安心は確保されたというものの安全は確保されていないということで御認識をいただきたいと思います。

それから質問に入ります。今堤防の右岸をつくっていただいたのですが、残地が相当のところが残っているように聞いています。その辺の残地の処理は今後どういうふうに進んでいくのかということと、もう1点は堤防が開通された以降、非常に南島線について、通学路の問題で危険度が、何十年という形で危険をましております。その中で自転車走行が可能かどうかというのが、どういうふうに進んでいくのかお聞きします。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

堤防の用地買収につきまして、残地が残っておるけど、その利用はどうかという、まず第1点の御質問だと思いますけれども、これは今のところ国のほうの用地でございますので、その使用方法につきましては今のところは未定でございます。

それから第2点目の堤防の道路が通れるのかとそういうお話ではございますけれども、ここは国のほうの管理する道路でございます。管理用道路としてとりあえず使用し

ていくということで国のほかからは伺っております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

国のまだ管轄だというふうに2点聞かせてもらっていますけれども、やっぱり市として管理運用をできることであればして、活用をぜひとも国のほうに御要望いただきたいと思えます。

それから自転車についても南島線の問題は通学路と絡めて、国に要望をぜひとも、市としての考え方、そうしないと南島線は通学路で事故がおきてもおかしくないような状況は再三言われている状況でございますので、ぜひとも解消策をお願いしたいと思えます。

続いて左岸についてもう1点だけ。左岸、このグラウンドの状態と野球場、ソフトボール場の問題ですけれども、これはどこが管理をするのですか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

管理につきましても、今のところ、どこがするということまでは決まっておられません。庁内プロジェクトの中での全体的な使い方、管理の仕方をどうしようかと、そういうところを今議論しているところでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

どこか決まっていないのに、よく国土交通省の認可をいただけたなあと思っています。と言いますのは、度会橋の下の、右岸のほうのところは、建築物はすべてだめだ。建物のものはすべて撤去しなさい。災害時には撤去しなさいということで、市のものであっても置けないという形で、増水がくると事前にゲートボール場なんかは、建物、トイレがあつたらぬけなさいという情報がすぐ来て、撤去されるのに、この辺のところはそれでよく建物が建てられますねということです。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

この場所は、同じく右岸の今おっしゃった宮川の堤公園とかと同じように河川の区域の中でございますので、大きな建物は建てられませんし、下の方のトイレにつきましても、洪水が出るという前になりましたら、すばやくのけられるようなそんなものしか許可ができませんということで、これは国のほうで聞いております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

のけられますというのではなくて、だれがのけるのですかということ聞いたのです。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

当然この管理するのをだれということを決めますので、その中で、運用の方法とか、そういうを決めてやっていきたいと思っております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

管理を決めてじゃなくて、こういうところのこの方が管理をしますからトイレを建ててくださいという話じゃないんですかと聞いておるのです。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

この今、図面のほうに、この全体的な管理をどうするんやというお話やったと思いますので、今のさせていただきますですけども、管理者がこれからその詳細につきましても、国と調整をしながら、もっと細かいところは詰めていきたいとそうように考えております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

いいです。ありがとうございます。

◎山根委員長

他に御発言は。

辻委員。

○辻委員

私もちよっと少し聞かせていただきたいのですが、今この左岸のほうの高水敷の利用計画の素案を見せてもらっておりますが、これでは野球場、ソフトボール場が2面というふうな形ですね、なっておりますけれども、他に例えばサッカーとか、ラグビーとかという考えもあるかと思いますが、その辺の考え方というのはここにはなかったのでしょうか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

ここに何を配置していくかということは、懇談会のほうの中でいろいろ議論がされておりました、お話の中では、こういうのもどうですかということでサッカーとかですね、グランドゴルフとか、いろいろなものがどうですかというお話もございました。基本的にですね、今サッカーは朝熊のほうにこれから大きなものをしていくし、基本的には、伊勢市としての考え方は、サッカーは朝熊、テニスは古市のテニスコートとか。

それから野球につきましては今度倉田山のほうに新しく改築をされると聞いておりますけれども、1面ではなかなか回ってきませんのでということで今ここに野球ということで2面設置をということで懇談会のほうでは、こういうことでどうやるということでまとめさせていただいたわけで、当然多目的広場というのが、広さが広いでございますので、これからの利用につきましては、また御意見をいただいた中でそういう他の種目についてもできるところは取り組んでいきたいとそうように考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

そういった形で使い分けをしていきたいと。場所も変えていきたいということで話はわかりました。今この森林ゾーンが相当大きな面積をとっておりますけれども、この森林ゾーンはずっとこのままでいく予定なのでしょうか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

森林ゾーンにつきましては、ここはもともと木のところでございまして、これは国の河川の河川計画を立てていく中でも、これは残地そのままおいておくゾーンということになっていまして、ただしですね、現況は倒木があったり、中の、その、入るにも下が荒れておったりしますので、そういうところは整備をしていくと。それからそういうところを何とか国のほうでやっていただきたいということで、今国のほうと調整を図っているところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。そういった形で国のほうでされるのであれば、またいろいろ提案をしてもらいたいと思います。

先ほどトイレの話が出ました。トイレを使うということは当然水道のこともあると思うのですが、本来河川の堤防を越えての水道というのはなかなか難しいかと思っておりますが、その辺はどのように考えたらいいでしょうか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

いろいろな場所で、今の施設の中で水道がというお話しがたくさんある中でですね、今御質問もあるのかなとは思っておりますけれども、ここの場所ですね、下のほうの、多目的広場とかスポーツ広場のほうはいちおう仮設のトイレをということで考えておまして、そこに水道はというのはなかなか難しいかなと思っております。

それからこちらの駐車場Bと書いてあるところにもひとつトイレを考えておるので

すけれども、この場所は一部、できましたら、堤防のような高さまで上がりませんけれども、少し水のつかりにくいような高さまでしていただきまして、ここにはもう少し程度のいいトイレといいですか、考えてやりたいと思いますので、そのところには、できましたら水道は引きたいということでどのような方法があったら引けるかということは今国のほうとも調整をさせていただいております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員
ということは、トイレは、これ、簡易式なトイレという形になるのでしょうか。

◎山根委員長
監理課副参事。

●村山監理課副参事
多目的広場とか、スポーツ広場のほうは、これは簡易的なトイレを考えておまして、駐車場Bのほうのトイレにつきましては、もう少し程度のいいと言いましょうか、その方式はいろいろあると思うのですが、ちょっとそこら辺は検討をしていきたいと思いません。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員
以前産業建設委員会で視察に行かせていただきまして、そのときにちょっと香川県の土器川でしたかね、そこへ行かせていただいたのですが、そこではすごく野球場が何面もあるようなところだったのですが、それにあと、水道を引いておりました。その辺のことがありましたものですから、水道も交渉の仕方によっては、ちゃんと引けるのかなというふうに思っておりますので、その辺のところもひとつ交渉をしていただいて、左岸、これができるのであれば、例えば右岸のところにも…、確かにこう、難しい面もあるかもわかりませんが、それぞれの施設で水道というのは大事なところだと思っておりますので、その辺をやっぱり引けるような形で話し合いをもっていけるというのは、考えていないのでしょうか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

ちょっと今、私の中では他のところまでちょっと申し訳ないのですがわかりませんが、ここの駐車場Bのところにつきましては、できましたら中須町のほうのところ市街地がありますので、そこまでは水道のある程度の本管的なものはきておりますので、ひとつ一番大きな問題は県道をどのようにくぐらすかと。堤防の中に穴をそのままズボンとするということは、これはもう完全にできませんので、こちらからこちらへ、上をくぐらす方法をですね、これから詳細については検討していきたいとそうように考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

その辺よろしくお願ひしたいと思います。あと今までこの左岸におきましては、ラジコン愛好家とかですね、いろいろな方々が、ここを使っておられたというふうに聞いておりますけれども、ラジコンとか、そういったことを使おうと思うと、これなかなか難しいところがあるかと思いますが、その辺のことはどのようになっているのでしょうか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

ここの場所はたくさんの皆さんが今まで使われていたとそういうことがございますので、多目的広場という中ですみわけをしていただきながら、皆さんが宮川に親しんでいただければとそうように考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

これ以上言ってもいけませんので、いろいろな計画とかあるかと思ひますし、パブリックコメントもされるということですので、市民の幅広い御意見を頂戴して、また、この委員会に御報告いただければなと思ひておりますのでよろしくお願ひします。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

今当局の人説明があったのですが、この宮川左岸のこのいわゆる利用計画素案を見ておりまして、この野球場とソフトボールの球場2面設置と、こう書いてありますわな。ところがこれ2面やと今、あの、宮川橋から下の宮川右岸のAグラウンド、Bグラウンドの2面あるところが将来的にはあそこへ橋ができるので、あれを結局つぶさんならんようなことが起こってくると、こんなようなことがあるように聞いております。

今現実には、この2面やると、その2面がこちらへ移るというだけで、今、もうあなたらは知っておるように現実にさ、球場がないんやで困るんやと。それで大会も開かれやんと、大きな大会のほうは熊野のほうやら、どうやら、まあ、向こうのほうへどうしても行ってしまうと。そうすると、これ4面にしたほうが大会誘致もできるし、誘客にやっばつながると思うんさ。そやでそこら辺の考え方、いわゆるこれやと、十分に森林ゾーンのほうへちょっと食い込ますだけで4面取れると思うんさ。4面なんかの考え方はないんかな。

◎山根委員長

副参事。

●村山監理課副参事

議員のおっしゃる野球場をもっとふやしたらどうやというお話でございます。

これの素案を今お示しする前に、懇談会なんかもいろいろ3回やってきておりまして、その中でうちのプロジェクトチームといたしましても、野球場が足らんやろとそういうことは認識をしております、実は今ホームページにも物せておりますけれども、これを…、たたき台の前に4面の図面も皆様にお示しをしまして、懇談会のほうで御意見をいただきました。やはり懇談会の中ではスポーツを進めやないかんとおっしゃる方もですね、もっともここはそのまま草のままそのまものほうがいいんやと、遊歩道ぐらいをつくっておいたほうがいいんやと、そう、いろんな方のこともございましてですね、意見調整を図った中で今こういうふうな2面の絵を描いておりますけれども、多目的の広場は残り広くございますので、使い方によっては、これ以上、またその使う頻度の中で、4面が必要、又は6面が必要とかですね、そういうふうなことで順次やっていく場所ではないかとそのように考えております。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

1回つくってしまうと、また2回目ということになると、全体構想からやっぱりずれてきて、やっぱりもうちょっとふっといたらよかったなとかいろんなことが起こってくると思うんやわ。家を建てるときでも一緒やと思いますよ。だからそのときにあなた懇談会とか、庁内のプロジェクトチームをしたんやというけれどもメンバーは僕わからんで、メンバーはだれやということは、もう別に聞かんでもええけれども、市として、誘客とか、やっぱり呼ばないかんのやと、せっかくのところやでもうちょっとあと2面ぐらいふやして、何とか、こう、市の活性化につなげやないかんと。野球なんかでいうたらかなりの人が来ますよ。そういうあんたらのところの、市の、当局の、懇談会がどうやとか庁内のプロジェクトを立ち上げたとか、市のその考え方はどうなんやな、市の。

◎山根委員長

副参事。

●村山監理課副参事

おっしゃるようにですね、誘客、野球とかスポーツ誘客というのは伊勢市の大きな柱として位置付けて、フットボールをやったりですね、いろいろやっておりますので、そこら辺は十分感じながらですね、これからも計画を進めたいと私のほうも思っております。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

それやったら、十分に計画を進めながらというたら、4面ぐらいのことも考えてやっていくということで理解してもええんかな。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

いろんな意見をいただきましてありがとうございます。この懇談会、まず市民公募とか、スポーツの専門家さんとかですね、いろんな方が15名の中には入っておるところでございます。その中で、今副参事が言うたようにですね、4面の絵もあったのはありました。

それで、まず懇談会の中にもいろんな意見がありまして、ラグビーの人とか、やっぱりサッカーとかいろんな方もおります。しかしながら今先ほどの、この前の右岸のほうの宮川グラウンドがなしになるということ、これは最低ですね、残しておかならんやろという話もありまして。あと、この8.8ヘクタールの多目的広場がありますので、いろんな利用状況をですね、これからのこの利用状況をみながら、この4面にしたり、あとラグビー場もしたりですね、このときには考えていきたいと思っておりますので、こういった2面にしたということです。あくまでも素案でございます。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

部長の答弁なんで、まあこれ以上は言いませんが、結局これを見ておってもこの野球場2面をちょっと右のほうというのかな、この森林ゾーンのほうへ振って、あと2面ここへふやしたら、多目的広場はふやさんでもいいわな。そうすると多目的広場があるで、野球もそこでできるやんか、何やかんやできるやんかということやけれども、公式の野球なんてできやんわな、こういう多目的広場では。グラウンドも何もないんやで。ただ、キャッチボールはできると思うよ、キャッチボールは。そやけれども試合なんてできませんやんか、全然。それではやっぱり誘客につながらんと思うんやわ。公式試合をしていろんなところからやっぱり呼んでくるということでないといかんやんか。これあとでもサッカー場の話も出ると思うけれども、あれもやっぱり伊勢市のための誘客を目的にやっぱしやっていくわけやんか。そやでそれがまったく、ただ、宮川の右岸のあの2面をこちらへ移して、まあこれでええなと。せっかくのことなんやで、せっかくのことなんやで僕は声を大にして、この際やっぱし、足らんグラウンドを、あと2面ふやしておいたほうがゆくゆくはええことになるんと違うんかなという質問をしとるわけや。後からまたつくりますので、そのときがきたらつくりますとは、恐らくそれならつくれるんかな。1回つくってしまったものは、なかなかそんなまた、場所を移したり、いろんなことはできやんと思うよ。ただ、今やったらまだ白地なんやで、これを右にして4面つくっておいて、これ使わんだら仕方ないやんか。使わんもんわ。恐らく使って、まだいっぱいくるにこんなもんわ。そういうようなことを考えていかんと。その懇談会とか市内のプロジェクトチームとかどんな人が入っておるか知らんよ。そやけど、家を建てるときでも一緒やんか。せっかく金をつつこんでやるんやで、とにかくまあ、6面とは言わんけれども、最低限、せっかくするんやで、今でも少ないと恐らくここ教育の人おるんかな、少ないとか取り合いを、場所の取り合いをしていますよ。やっぱしそこを、やっぱしもっとやっぱし、こう、していかんとそぞろ一緒のことやさな、これ。やっぱ何か新しい、金をかけてするんやったら、その金をかけた値打ちのあるようなことをせ

んと、そこら辺ちょっと答弁をお願いします。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

委員の意見、十分に参考にさせていただきます。ただですね、今8.8ヘクタールと
いいますと、9ヘクタール、300メートル、300メートルの画でございますので、あと
何面かは当然取れる余裕がございます。ですので、先ほど言ったように本当の利用状況
とかですね、そういったものも今からですね、勘案しながら考えていきたいと思ってい
ます。まだこれからもですね、パブリックコメントとか、市民の方にいろんな幅広い意
見を聞いてこの素案を案にしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

副委員長。

○福井副委員長

宮川左岸高水敷の件でお聞きしたいと思います。これの予定で、今後のスケジュール
といきますと、11月には計画素案を修正して、12月には利用計画案を決定したいとい
うことになっておりますが、まあ、それまでにですね、今用地取得の部分で、まだ100%
用地が取得されておられません。そういう部分で、やはりその辺何か問題があるんじやな
いかと私は思っております。それがスムーズにいけるかどうかの見込みというか、それ
についてまずお聞かせいただきたいと思います。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

左岸のほうの用地買収ですけれども、現在16筆、0.4ヘクタール残っております。

◎山根委員長

副委員長。

○福井副委員長

それは、表から見ればわかるのですが、その中でですね、ここに地元の方が養蜂を営

んでおるということを聞き及んでおります。ハチですね。それでそのハチはですね、この伊勢地域一帯はもちろんのこと、磯部やら鵜方やら、あちらのほうのイチゴ農家等にも供給しておると、150 農家ぐらいに供給しておるということを聞いておりますけれども、そちらの部分でですね、やはりその、ちょうどこの、多目的広場 8.8ヘクタール、その付近にその人の土地があるということで、ハチ自体がなかなか非常にデリケートな生き物で、場所を変えると、なかなか成長というか下痢をすとか、それから湿度が高すぎるとだめだとか、風通しがよくなければいかんとか、適度な影も必要というようなことでいろんな状況があるということを知り及んでおります。そういう中で、その人との交渉をですね、やはりスムーズにいかない限り、これが暗礁に乗り上げるのではないかと。この 12 月に決定したいということになっておりますけれども、まずその辺を市のほうはどういうふうこれから詰めていくのか。都市整備部のほうの立場と、それから農林水産課の、そちらのほう、要するにこちらの事業を計画していくのと、それと農業従事者ですね、そちらのほうの育成、まあ要するにハチ自体がイチゴに非常に密接に関係あるということで。まあ私の、二見のほうのイチゴ農家もですね、やはりハチが来なくなったら困るということでたくさんの方がそういう声が聞こえております。そういう面でやはり農業に非常に密接した部分があるということで、その辺、市も農林のほうとのタイアップもしながら、やはり話を煮詰めていただかないと、絵に描いたもちで終わるんじゃないかなと思っておりますけれども、まずその辺についてお聞かせください。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

副委員長さんおっしゃられるようにですね、今までも同じような御質問もいただいております。伊勢市といたしましても、ハチが地域の農業に大変重要であると、こういうことは認識しております。JAをはじめ、関係の皆さんにも御協力をずっとお願いしてきて、だいたいずっとこの該当の地権者とは約 3 年交渉をさせていただいております。今おっしゃっていただきました動物の成育環境は大変複雑なようなことございまして、なかなか地権者の了解を得られるような代替地をよう見つけてこれへんというのが、そういう状況でございます。ただしですね、養蜂を今やっていたいでいる周りの土地はですね、既に国のほうですべて買収済みでございまして、どんどん造成も進んでおまして、周りの木も伐採していくと。この事業自体は国の事業でございまして、そのように聞いておまして、そんなような環境の中でですね、ハチが、養蜂が可能なのかどうかと、そういうところもですね、わからないところが多くありましたので、市の我々といたしましては、本当に困っておるとそういうところが実情でございまして。

ただですね、本事業の目的は宮川流域の皆さん、お住まいの皆さんの安全安心ということを図るとというのが第1でございますので担当といたしましては、残り少ない、この時間ではございますけれども、関係者とさらなる交渉をですね、国と一緒に交渉を進めましてですね、対応していきたいとそうように考えておりますので、どうぞ御理解よろしくをお願いいたします。

◎山根委員長

農林水産課長。

●川口農林水産課長

委員御指摘の養蜂につきましては、委員仰せのとおりですね、この伊勢管内におきまして、130件から150件ぐらいのイチゴ農家が対象となっております。また、伊勢市におきましても82件、概ね約9ヘクタールぐらいの方がイチゴをつくっていただいております。それでこの方につきましては、本当に、養蜂がなくなれば本当に大変なことでございますし、今後の農林行政としましても大きな問題が出てくることは十分我々もまた認識をしております。それでまた一般の養蜂者さんと違いまして、イチゴにつきましては、特に11月から5月までが、イチゴの受粉時期でございます。そういった中で2回にわけてですね、ある一定の分、一群をですね、五千から一万匹おるハチなのですが、そういったものをハウスの中へ入れていただく。それを約2回入れていただくという形でですね、この方全体には150群もってみえる形でございます。伊勢で大変、この方だけ、大きな方で、この方が、いなくなると大変本当に、すぐ1年間イチゴの受粉ができなくなる。自然受粉をしておればものすごく時間がかかる。それで質も落ちる、省力化もできないというようないろんな問題もございます。

ただ、先ほど、村山副参事のほうも言いましたように、この事業、この事業と言うのは、その、河川改修の事業も別の意味で大変重要でございます。我々も監理課と十分調整しながらですね、いかにこの方がどこかで、新たな場所を見つけていただく。ここだけがすべてではございませんけれども、そういった中で、十分協議させていただいてですね、今後対応していきたいなと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくをお願いいたします。

◎山根委員長

副委員長。

○福井副委員長

経過はよくわかりました。ただですね、今この計画をしております片方は森林ゾーンで、片方が多目的広場でありますけれども、この多目的広場の駐車場側ですね、この付

近にその方の土地があると聞いておりますけれども、例えば、この多目的広場の部分をですね、ちょっと縮小して、その人の部分、土地を残すとかですね、自然の、まあその駐車場等の位置を変えやないかんようになってくるかもわかりませんが、そういう部分を一部残して、それでこの森林ゾーンのほうへもう少し食い込まして、全体をずらすとかですね、そういう案とか、それから例えば、その方の土地をですね、この森林ゾーンの端のほうへ例えば移動するような策ですね、まあその移動するためには、そのハチが本当にうまく成育するかどうか、ハチの環境にいいかどうかというのをやってみないとわからないと思うのですが、試験的にその部分で、両方でやりながら、そちらのほうもハチがうまくいくかとか、そういうような案を考えてみるとか、そういうまあその解決に向けた市としてのですね、やはり案というか、こういう代替案、こういう案もあるけれども、どうだろうとかそういうようなことも提示しながらいかないと、これは相手もなかなか話に乗ってこないんじゃないかなと思います。そういう面ですね、市としての、今後の対応ですね、何か案を考えてみえるか。他の全然違う場所に設置できてそれでうまくいけば、それが一番問題ないと思うのですが、そういうこともなかなかやってみないとわからないということもありますので、他の部分でやるんなら、ここで、1回ちょっとテストでやってみませんかというような案を示すとか、そういうことは考えていませんか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

今、委員さんのほうからいろいろ御指摘、アドバイスをいただいたわけですが、基本的にはですね、この多目的広場のこの広い部分とですね、それから森林ゾーンのこの山の部分を、この2つの部分というのは、国のほうの河川のほうの計画にのっかって、それに対して伊勢市のほうが使わせてもらおうといえればおかしいですが、そういうことで絵を描いておりますので、ここの、その今の多目的広場のところに木を残しておいたらいいかどうかということですね、これはちょっとここでは私にはわかりませんので、今のお話も十分聞かせていただきながらですね、それからこの森林ゾーンのところに一部使えへんかとかそういう部分も十分聞かせていただきながら国との折衝をもちながらですね、やはりハチを養蜂されている方と十分うちのほうも協議はしたいと、続けたいと思いますので、そのように考えておりますのでよろしくお願いたします。

◎山根委員長

副委員長。

○福井副委員長

以前に説明をいただいた中で、国が計画をして買収した土地をですね、さらに違う目的のためにどこかにそれを代替として売ると。要するにその登記を変えるということになるわけですが、そういうのは非常に難しいというふうにお聞きしたことを記憶しております。しかしそういう方法でしか、もし解決方法がないのであればですね、国のほうにこういうふうな部分やったらいい方向になるかもしれないということで、そういう部分では何とかお認めいただきたいというようなことで、やっぱり聞いていただく必要もあるのではないかなと。やはりこれは市だけでは解決しないような部分もあると思いますのでね、国のほうとのそういう部分での、やはり折衝をしていただく必要があるんじゃないかと思えますけれどもその辺はいかがですか。

◎山根委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

用地買収をやっていくのはどこかということは、これは国でございまして、その手助けとか、地元の御要望とかですね、そういう橋渡しをするのが私ら宮川の担当ということで置いていただいておりますので、今の御意見をですね、地権者の方とも十分お話をしながらですね、国のほうへ意見としては、こんなのはどうですかという提示は十分させていただきたいと思えます。

◎山根委員長

副委員長。

○福井副委員長

これ以上は、ちょっと言いませんけれども、やはり 12 月にこの案を決定したいということになればですね、そういう根本的なことをとにかく決めていくと。そのためにはやっぱり市としても、ただ、売ってくれただけでは、これ話は進まない状態だと私思っておりますので、やはりどういうふうにしていくべきかというのを農林さんとのほうで考えながら、案を考えて、国とも話をしながらひとつ進めていっていただきたいなと思えますのでよろしくお願いします。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について

◎山根委員長

次に、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例についての説明をお願いします。

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例につきまして御説明申し上げます。

資料5-1の1ページを御高覧いただきたいと存じます。

特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例骨子案と特別用途地区における建築物の制限に関する条例骨子案の2件でございます。

特定用途制限地域は、都市計画区域内の用途地域の定めがない土地の区域におきまして、用途地域と同様の土地利用コントロールを行うものでございまして、土地の区域及び制限すべき建築物等の用途の概要は都市計画で定め、建築物等の制限は、建築基準法第49条の2の規定に基づきまして、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、市の条例で定めるものでございます。

特別用途地区は、特別の目的をもって、用途地域に重ねて指定するものでございまして、土地の区域及び概要は都市計画で定め、建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、建築基準法第49条の規定に基づきまして、市の条例で定めるものでございます。

なお、今回の土地利用に関する都市計画の決定、変更は、特定用途制限地域、特別用途地区のほか、市条例を必要としない用途地域、高度地区の見直しも併せて、4種類行う予定でございます。

土地利用に関する都市計画の基本方針といたしましては、平成21年5月に策定した「伊勢市都市マスタープラン全体構想」を受けまして、本年3月に「伊勢市土地利用基本方針」を策定いたしましたところでございます。

土地利用基本方針は、都市マスタープラン全体構想に掲げる土地利用の方針のもと、土地利用の課題や方針、推進方策についてまとめたものでございまして、特定用途制限地域などの都市計画決定に向けての考え方を示しているものでございます。

今回の都市計画の決定・変更は、これを踏まえて行おうとするものがございます。

これまでの主な経過といたしましては、昨年9月27日と本年2月7日の2回、産業建設委員協議会におきまして、伊勢市土地利用基本方針について御協議をいただきました。その際、特定用途制限地域等、具体的な都市計画の決定方針や、市条例案の作成を進めることにつきまして、御報告申し上げたところでございます。

また、土地利用に関する都市計画決定素案につきましては、伊勢市都市計画審議会におきまして御審議をいただき、本年4月25日に素案のとりまとめをいただいたところでございます。

次に、2ページを御高覧いただきたいと存じます。

伊勢市土地利用基本方針の策定及び都市計画の見直しスケジュール案でございます。

上段議会のところ、本日6月7日の協議会を網掛けをいたしております。

左側はこれまでの土地利用基本方針策定及び伊勢市都市計画審議会での都市計画決定素案作成のプロセスを記載させていただいております。後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、今後のスケジュールについてでございます。

4種類の都市計画、特定用途制限地域、特別用途地区、用途地域、高度地区の決定素案につきましては、都市計画法に定められております所定の手続きを進めてまいります。

また、本日御協議賜ります特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例及び特別用途地区における建築物の制限に関する条例のそれぞれ骨子案につきましては、パブリックコメントを実施してまいります。

都市計画決定素案につきましては、市内各世帯に概要版を配布をいたしまして、7月1日金曜日から7月15日金曜日までの2週間縦覧を行いまして、縦覧期間中に4カ所で住民説明会を開催し、意見の公述の申し出がございましたら、8月1日月曜日に公聴会を開催する予定でございます。

2つの条例案につきましては、7月1日金曜日から7月29日金曜日まで4週間パブリックコメントを実施する予定でございます。

その後、都市計画決定案につきましては、再度、2週間縦覧し、10月頃伊勢市都市計画審議会に諮問いたしたいと考えているところでございます。

また、2つの条例案につきましては、市議会12月定例会に議案の提出を行いたいと考えているところでございます。

伊勢市都市計画審議会都市計画案の答申をいただき、知事同意を経て、市議会で条例の議決をいただきましたならば、3カ月程度の周知期間を設けまして、平成24年4月1日から運用の開始をいたしたいと考えているところでございます。

3ページは、都市計画制度及び本年4月25日に伊勢市都市計画審議会できりまとめをいただきました素案の概要、4ページは、特定用途制限地域の都市計画決定事項と市の条例で定める事項、5ページは都市計画決定素案と条例骨子案の住民への周知の詳細

について、記載いたしております。後ほど、御高覧賜りたいと存じます。

次に、資料5-2、条例骨子案と都市計画決定素案を御高覧いただきたいと存じます。

1ページをごらんください。

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例骨子案でございます。

本市における良好な環境の形成又は保持をし、地域の特性に応じた合理的な土地利用を行うことを目的としております。

第2に定義を、第3に適用範囲、第4に建築物の用途の制限、第5に既存の建築物に対する制限の緩和、第6に建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合の措置、第7に類似の用途等、第8に公益上必要な建築物の特例、第9に工作物への準用、第10に委任、第11に罰則、附則で、平成24年4月1日から運用するとしていたしております。

3ページに、別表として、第4、第9関連の建築物、工作物の制限を掲げております。

別表に掲げている都市計画で定める6エリア、基本4エリア、その他2エリア、および制限の概要につきましては、4ページと5ページに都市計画審議会のほうでまとめていただいておりますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

なお、条例案につきましては、建築基準法を参考といたしまして作成をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、6ページをごらんください。

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例骨子案でございます。

この条例は、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2に定義、第3に適用範囲、第4に建築物の用途の制限、第5に既存の建築物に対する制限の緩和、第6に類似の用途等、第7に公益上必要な建築物の特例、第8に委任、第9に罰則、附則で、平成24年4月1日から運用するとしていたしております。

8ページには、都市計画で定める土地の区域と制限の概要でございます。

これにつきましても伊勢市都市計画審議会で素案のとりまとめを行っていただいたものでございます。御高覧を賜りたいと存じます。

次に、9ページ、10ページは、参考といたしまして、都市計画で定める条例のいろいろな用途地域及び高度地区の内容を付けておりますのでよろしく願いをいたします。

また、最後のページに、市内各世帯に配布をいたします住民周知用の概要版パンフレットを付けております。

これの4倍程度、4倍の大きさを印刷を予定しておりますのでよろしく願いをいたします。

以上、特定用途制限地域及び、特別用途地区 建築物等の制限に関する条例につきまして説明を申し上げました。

何とぞ、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

今、説明を受けたわけですが、特定用途制限地域ということであり、いろいろまあ地図とかそんなんでも見せてもらっております。この中におきまして、第1種田園集落地区、第2種田園集落地区、この割り振りにつきまして、いろいろ資料を見せてもらっておりますと制限が第1と第2で全然変わってきます。

そうした中におきまして、私は御菌地区の人間でございますが、南北幹線道が早晚開通するという事とで、そしてまた、現在の日赤神田線の延長が、小俣のほうへ、先ほど話も出ておりましたように、南部自動車学校のほうへ橋がかかって抜けるというような計画がある中で、この第1種の関係につきましては、今後の伊勢地域の開発、そしてまた、税収対策とかいろいろ考えた場合に、いろんな面で問題が出てくるのではなかろうかこのように思いますので、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

そして、第1種、第2種の割り振りについて説明をお願いしたいと思います。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

基本的には、これは都市計画審議会のほうで御議論を賜りまして、この素案をまとめさせていただいております。

基本的な考え方といたしましては、都市計画法におきましては、農林漁業との調整、それを基本理念といたしております。第1種の田園集落地区におきましては、農業振興地域の農用地、そのところをベースとして指定をさせていただいております。

そしてまたこれが、ずっと将来の発展云々というようなお話をいただいたところでございますが、このことにつきましては、まず基本的な考え方といたしましては、まずは農業振興地域の農用地であるというふうなことが前提でございますので、進んで積極的に市街化を進めようというふうなエリアではまずないというのが基本にあります。

それと農用地などのですね、既に農業サイドのほうで制限がかかっております。それがもし解除をされた場合には、この緩やかな土地利用のコントロールですね、それを行おうということで特定用途制限地域、それを考えさせていただいております。それでこの中で制限を越えるもの、例えばこれ面積が110平方メートル以内しか建てられないと、先ほど建築物のほうではやっというてあるのですが、ここが、3千平方メートルぐらいの店舗を建てたいという場合はですね、一昨年の21年の3月31日につくらさせていただきました

ました都市計画提案制度によりまして、例えばこの特定用途制限地域の見直しの提言とかですね、それで場合によってはですね、条例の骨子のところへ市長の特別許可というのを掲げておるのですが、伊勢市の都市計画審議会のほうで事業者のほうから土地利用の提案をしていただいて、例えば道路の配置とか排水の配置とか周辺の環境に影響を及ぼすことがないというふうなことであれば、市長の特別許可がいくというふうな形で考えているところでございます。

◎山根委員長

世古口委員。

○世古口委員

やはり乱開発になってはだめだということで、この御菌地域につきましても農業振興地域、あるいはまたそうでない地域に区分けがなされておりますが、農地を守っていくという面では十分わかるわけです。そしてまた、今課長のほうから説明がございましたように市長の特別許可、そういったことでいろいろな対応もできるということで、その辺は理解をさせてもらうわけでございますが、やはり第1種田園地帯、そして第2種、ここらについても御菌の宮川伝いの農地を守っていくということの中で、やはり私は第2種がいいんじゃないかなという気がしましたので質問しました。

やはりこの頃、農業の後継者はありにくい、と申しますのは収入がないから生活ができない。そしてまた、最近うわさによりますと業者が入り乱れて、そういった南北幹線道路開通のあかつきにといいろいろな業者が入ってきておる。土地を物色しておるといことを聞きますので、その辺も十分に留めていただいて今後慎重な対応をお願いしたいなとこのように思いますので、その点につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

開発計画、その提案がありましたら都市計画審議会のほうで議論をさせていただいて対応をさせていただきたいというような形で考えているところでございます。

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 15：47

再開 15：57

筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起について

◎山根委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま当局から資料を御配付いただきましたが、個人情報保護ということがありまして、この案件が済み次第、配付資料は回収させてもらうということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起についての説明をお願いしたいと思います。

当局よろしく願いしたいと思います。

維持課長。

●森田維持課長

それでは、筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟の提起についてを御説明申し上げます。

資料6の1ページを御高覧ください。

今回、御説明いたしますのは、筆界特定制度により筆界が特定されましたことから、それに基づき工作物撤去訴訟を提起するものでございます。

まず、訴訟内容を御説明いたします。

「1相手方」は、工作物を所有する伊勢市のAでございます。

「2事件名」は、工作物撤去請求事件でございます。

「3請求の趣旨等」は、(1) 不法占用工作物を所有する相手方に対し、不法占用工作物（ブロック塀等）の撤去を求める。(2) 訴訟の費用は相手方の負担とする。との判決及び実行されない場合の仮執行の宣言を求めるものでございます。

「4撤去を求める物件」は、(1) 伊勢市の法定外公共物地内に存在する不法占用工作物すべてでございます。

「5訴訟遂行の方針」は、議決後、訴訟代理人を定め、所定の手続きを執行するもの

としております。

続きまして、今までの経過でございます。

お手元の参考資料をごらんいただきながら、現状も含めて御説明申し上げます。

では、参考資料の1ページを御高覧ください。まず位置でございますが、位置図に円で囲った太線部分が伊勢市の法定外公共物、赤道と称されているものでございます。

次に下段の詳細図をごらんください。

図の一点鎖線で表示してありますのが法定外公共物として今回筆界特定制度を行い特定しました筆界線でございます。その法定公共物の上に太い実線、破線で表示してありますのが、Aが設置した工作物（ブロック塀等）でございます。

それでは、経過を御説明いたします。

当該、法定外公共物は平成21年3月から境界を決定するため、境界査定を4回行いましたが不調となっております。その境界が確定しない法定外公共物の土地にAが工作物（ブロック塀等）を設置し、さらに隣接します地権者の生活排水施設の撤去を行い、生活環境を脅かす状況となったものでございます。

そこで、筆界を特定することができる筆界特定制度を活用し、平成22年6月に法務局へ筆界特定申請を行いました。

筆界特定制度とは、土地の所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、筆界特定登記官が外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界の現地における位置を特定する不動産登記上の制度でございます。この制度に基づき申請を行った結果、平成23年1月に筆界特定書が届いております。これにより筆界線が決定し、法定外公共物の土地に工作物が存在することが明確となったため、Aに工作物の撤去による原形復旧を求めましたが受け入れられず、平成23年4月には期限付きで工作物の撤去を求める内容証明郵便を送付し喚起を促しました。

今日まで再三交渉を行いました但し解決に至っておりません。このままでは隣接する地権者の生活環境が損なわれた状態となるため、やむを得ず法的措置を講じる必要があると判断しているものであり、市としては、関係地権者の生活環境の保全と市の法定公共物の機能回復を目的として工作物撤去請求訴訟の提起を行うものでございます。

なお、資料6の裏面には「筆界特定制度」と「法定外公共物」についての説明を添付してございます。

また、今回の報告に当たり、相手方の住所、氏名等につきましては、個人情報保護のため伏せておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

本日、産業建設委員協議会におきまして御了承を得ましたら、6月定例議会に上程を予定しております。今後、議案が議決されましたら訴訟代理人を決定し訴訟を提起していくものでございます。

何とぞ御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

資料の回収だけお願いいたします。

フットボール場の整備について

◎山根委員長

次に、フットボール場の整備についての報告を願います。

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

それでは、フットボール場の整備につきまして、御報告をさせていただきます。

フットボールヴィレッジ構想の推進につきましては、民間企業との協議調整をしてきた結果を構想案といたしまして、本年2月7日に開催をいただきました産業建設委員協議会におきましてお示しさせていただいたところでございます。

その後、3月市議会定例会では、質疑をいただきましたが、関連予算につきましては、議決をいただきましたことから、23年度に入りましてから早速事業に取り掛かったところでございます。

本日は、23年度に入りましてからのフットボール場の整備状況及び今後の予定につきまして御報告をさせていただくものでございます。

資料3「フットボール場の整備について」をごらんいただきたいと思います。

現状でございますが、まず、フットボール場整備に伴います測量業務を行い、5月2日には業務が完了いたしました。

これを受け、フットボール場の地質調査及び造成に伴います詳細設計の業務委託の入札を行い、開札の結果、地質調査業務は、請負価格415万5,900円、請負業者、株式会社西日本技術コンサルタント三重事務所に決定いたしました。

また、詳細設計業務は、請負価格1,152万5,850円により、請負業者、南海カツマ株式会社松阪支店に決定いたしました。

工期につきましては、いずれも7月15日までとなっております。

詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。

続きまして、朝熊山麓のアリーナ前に設置をされておりますモニュメントについてでございますが、フットボール場の整備により移設する必要が出てまいりましたことから、この際、モニュメントの修繕を行い、移設を行うものでございます。

修繕業務委託でございますが、モニュメントの著作権を所有します財団法人岡本太郎記念現代芸術振興財団の業務委託先でございます株式会社現代芸術研究所と撤去、設置の時期や修繕内容について、現在、調整を行っておるところでございます。

次に、今後の予定でございますが、フットボール場整備に伴います造成工事業務委託につきましては、フットボール場整備に伴います詳細設計業務委託完了後に着手をいたしまして、平成 24 年 2 月に完成の予定をいたしております。

フットボール場・クラブハウス建設工事業務でございますが、この工事は民間企業で業務を進めていただくこととなっております。工期につきましては平成 24 年 1 月に着手をいたしまして、平成 24 年 11 月に完成と伺っております。

また、フットボールヴィレッジ構想のエリア 2 である天然芝のサッカー場のクラブハウス建設工事業務につきましても、民間企業で業務を進めていただきまして、平成 24 年 11 月の完成の予定をいたしております。

なお、クラブハウスの大きさ、設置場所等につきましては、今後、民間企業さまと調整をさせていただきたいと考えております。

続きまして、エリア 2 のグラント整備業務委託でございますが、関係団体や利用者の皆様に御意見をお聞かせいただきながら、平成 25 年度以降に検討をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、別紙資料 3-1、「フットボールヴィレッジ構想」と別紙資料 3-2、民間企業より提出されました「フットボールヴィレッジ」のイメージ図、クラブハウス平面図・断面図を添付させていただきましたので、御高覧いただきたいと思います。

なお、民間企業さまより提出されましたイメージ図、クラブハウス平面図・断面図につきましては基本計画案でございますが、今後、企業側が詳細設計を組みますことから、内容が変更をされる場合がありますので、御了承をいただきたいと思います。

以上、フットボール場の整備について御報告をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいま報告を受けましたが、御発言はありませんか。

品川委員。

○品川委員

いちおう形になるものが見えてきたのですが、今伊勢市が取り組んでおる省エネとか

そんなことを考えると、できればこういう施設に自然エネルギーの活用ということ、これは民間の方がやっていただけるのにあつかましいお願いかも知れませんが、そのようなこともぜひとも要望をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

今回お示しをさせていただきましたフットボール場のクラブハウスでございますけれども、現在企業さまのほうにつきましては、環境にやさしいものという御配慮をいただいております。室内の電球につきましては、LED電球を使っていきたいということも伺っておりますので、その辺も含めまして私どもも案を示していただきました後に、検討をさせていただいてソーラーの設置につきましても別の企業さまのほうに現在相談をさせていただいておりますという状況でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎山根委員長

他にございませんか。

辻委員。

○辻委員

すいません。1点だけ。毎回聞かせてもらっておりますが、今回のこのエリアにつきましては、広告の事業とかその辺のところは試算のこの中には出ていないのですが、その辺はどのように考えているのですか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

ただいまの件につきまして御説明をさせていただきます。この御質問に対しましては3月議会のときにも私どものほうで御説明をさせていただいたかも知れませんが、現在の人工芝の部分については高速道路から500メートル離れていないので、屋外広告物として広告はできないということですが、今回整備させていただきますコートにつきましては屋内広告物として、企業さまより広告をいただけるような形で私どもも考えておりますので、今後その辺のことにつきましては研究させていただきたいと思います。

なお、今回試算をさせていただいております額には、クラブハウスの使用料また自動

販売機の使用料等々には含まれておりませんので、その辺もあわせて今後検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員
今後検討していただくという形でよろしくお願いいたします。プラスアルファとして前も言わせてもらっておりますが、ネーミングライツも含めて御検討いただきたいと思っております。

◎山根委員長
産業観光部長。

●中井産業観光部長
当然、このような施設をつくった場合には、収入というものを考える必要がございます。広告収入でありますとか、そういうふうな…、言い方は変ですけども、収入を得られるものにつきましては、幅広く考えていきたいというふうに思います。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員
確認ですけども、モニュメントの修繕をすると同時に移転をするということですが、どの辺にするのか教えてください。

◎山根委員長
観光事業課長。

●藤井観光事業課長
モニュメントの関係でございます。現在修繕を含めてどこへ設置するかということにつきましては、株式会社現代芸術研究所と現在調整をさせていただいておりますので、現在どこということは決まっております。
今後、業者さんと調整をさせていただき、決まったら皆さまにまたお示しをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

持ち主の方との調整だと思いますけれども、やっぱりずっと金さん銀さんは伊勢市としてありがたくいただいたということですので、できるだけ皆さんに、十分公開できるところにぜひともお願いをしておいてください。

◎山根委員長

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

この程度本件については終わりたいと思いますが、よろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

閉会 16：14